



めざせ!!

地域のヒーロー消防団

問合せ
防災課地域防災係

消防団長

角谷一基さん

経歴

平成8年度 団員
平成9年度 部長
平成27・28年度 副団長
平成29・30年度 団長



受け継がれる絆で地域を守る

我ら、ウルトラファイヤーマン

「今時の若者は・・・」そんな言葉を何年も前よりよく耳にします。私たち碧南市消防団の団員は19歳から30代前半の若者約90人で構成され、その多くは各事業所に所属し、働きながら活動しています。団員として在籍している今時の若者は、正義感に満ちあふれ、仲間を思いやり、自分の任務をしっかりと果たせる責任感の強い若者ばかりです。恥ずかしながら私が団員だったことと比較すると、今の若者の方が誠実で人柄も良く実直な若者ばかりです。

そのような人材ばかりが消防団に集まるのか、消防団で育成されていくのかは分かりませんが、団員たちは活動を通じて地域や社会のために懸命に努力しております。仕事や家庭があるなかで、自分の時間を犠牲にしてまで活動に取り組む姿勢は地域の宝であり誇りです。

日々の訓練のなかで命と向き合い、時には厳しく指導され、苦悩やざ折を感じる時もあります。それでも緊急時での出動の際は、使命感と地域愛を持って活動してくれています。真剣な眼差し、ほとばしる汗、流す涙は自分のためではありません。そんな今時の若者が集う碧南市消防団は未来への希望です。

碧南の地に消防団の前身組織である消防組が発足して来年で100年を迎えます。先人たちが積み上げてきた伝統と誇りを維持し、今からの100年のために志ある若者とともに勇往邁進して参ります。

団員を輩出していただいた各事業所の皆さんやご家族の皆さんには心より感謝しております。今、団員の皆さんは人生の修行を積んでおります。どうか私たちの活動にご理解とご支援をお願いします。

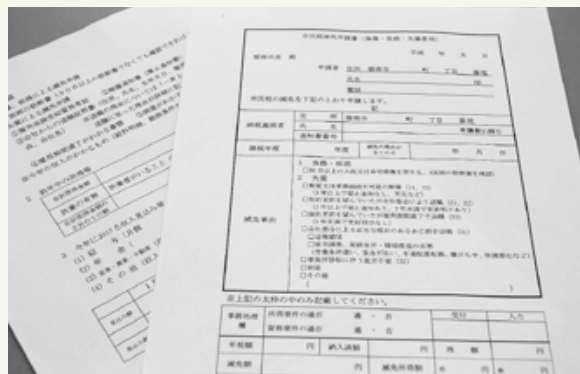
市県民税の減免

問合せ 税務課市民税係

次の条件に該当する人は平成29年度の市県民税が減免になります。

- ① 29年1月1日以降に死亡した納税義務者のうち28年中の合計所得金額が500万円以下の人
- ② 28年中の合計所得金額が500万円以下で控除対象配偶者または扶養親族がいる人で、29年中の合計所得金額見込みが28年中の合計所得金額の2分の1以下になると認められる①～③のいずれかに該当する人
 - ① 負傷、疾病により長期間（90日以上）働けない状態の人
 - ② 失業した人（定年や自己の都合による退職は該当しない）
 - ③ 倒産した人
- ③ 28年12月31日時点で勤労学生で①～③すべてに該当する人

① 自己の勤労に基づく給与所得などがある② 合計所得金額が65万円以下③ 合計所得金額のうち給与所得など以外の所得が10万円以下
※ 勤労学生の対象となる学校についてはお問い合わせください。



減免額 29年度に課税された納期限未到来かつ未納分のうち①全額②所得割額の2分の1③全額

必要書類 ②①医師の診断書②雇用保険受給資格者証、会社が発行する退職証明書（住所、氏名、生年月日、雇用期間、退職理由の詳細を記載）、解雇・雇止通知書など③倒産の分かる書類など③28年12月31日時点で学生であることを証明する書類

申込み 印鑑と必要書類を税務課市民税係

ご注意

減免の対象となる市県民税は、納期限未到来分です。すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりませんので、納期限前かつ納付前までに必ず申請をお願いします。